

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱

制 定 令和6年5月21日付畜第98号

(趣旨)

第1 エネルギー価格や物価の高騰が続き、配合飼料に加え輸入粗飼料価格も引き続き高値で推移し、先行きも見通せない状況にある中、持続可能な畜産経営を実現するためには、全てを輸入飼料に頼るのではなく自給飼料の確保・利用も重要な要素となっている。

今後とも県産粗飼料の利用を更に拡大・定着させるため、畜産農家が耕種農家、コントラクター、生産者協議会（以下「耕種農家等」という。）との連携を図り、良質でコストに見合った粗飼料を安定的に確保する取組を推進することとし、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分等)

第2 事業費補助金の補助事業区分、補助対象経費及び事業実施主体（取組主体）は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（実施基準の別記様式第1号）を添付して知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第2号）に事業実施変更計画書（実施基準の別記様式第1号）を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業に係る補助金を増額する場合又は30パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求書)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは完了報告書(様式第4号)により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、実績報告書(様式第5号)とし、実施基準の別記様式1号を添付すること。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、本要綱の規定によるほか、別記実施基準の取り扱いにより提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第9 知事は、第3第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書(様式第6号)による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第10 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11 この補助金を交付する事業を実施するに当たりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

事業区分	補助対象経費等	事業実施主体 (取組主体)
1 連携支援	<p>(1)内容 畜産農家が耕種農家等から粗飼料の供給を受け、当該畜産農家が飼料生産を行う耕種農家等と連携して良質な粗飼料生産を図る取組を支援するための経費</p> <p>(2)補助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲WCS、牧草 16千円/2,500kg (低水分の場合 16千円/1,500kg) ・ 稲わら 4千円/300kg <p>※隠岐(本土からの購入分)は交付単価を1.5倍</p>	島根県農業協同組合 (畜産農家)
2 品質評価支援	<p>(1)内容 1により購入した粗飼料について、畜産農家が品質評価及び家畜への給与の参考とするために行う飼料成分分析費用を支援するための経費</p> <p>(2)補助金の額 1サンプル当たり8千円</p>	島根県農業協同組合 (畜産農家)
3 取組推進	<p>(1)内容 県産粗飼料の利用拡大の取組を推進するために知事が必要と認めた経費 (研修会・検討会開催経費、先進地視察研修等)</p> <p>(2)補助金の額 1地区本部当たり100千円を上限に(1)の取組に要した経費</p> <p>なお、補助対象経費は、消費税相当額を除く。</p>	島根県農業協同組合

注1：事業区分1において、交付対象重量は10kg単位とし、10kg未満は切り捨てとする。

また、取組主体1件当たりの交付対象重量は、稲WCS及び牧草の場合は2,500kg（低水分の場合で申請する場合は1,500kg）、稲わらの場合は300kgを下限とする。

注2：事業区分1において、現物水分40%以下のものを「低水分」とする。

様式第1号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実施計画書」のとおり

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)	負担区分		備考
		補助金 (a)	その他 (b)	
1 連携支援				
2 品質評価支援				
3 取組推進				
合計				

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 連携支援					
2 品質評価支援					
3 取組推進					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 連携支援					
2 品質評価支援					
3 取組推進					
合計					

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

年 月 日

様式第2号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、県内水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 経費の配分 別紙のとおり

- 3 事業の概要 別記実施基準「実施計画書」のとおり

注1) 記の別紙は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、別紙等の記載は、変更部分を容易に比較対照できるように二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。

注2) 補助金の額が増額する場合は、件名の「県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金変更承認申請書」を「県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

(単位：円)

事業区分	交付決定額		〇月〇月現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
1 連携支援	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
2 品質評価 支援	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
3 取組推進	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		

注1) 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

注2) () (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

注3) 出来高が確認できる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業完了報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり完了したので、県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第6の規定に基づき報告します。

記

事業区分	事業内容及び事業量	事業費 (円)	県補助金 (円)	着手 年月日	完了 年月日	備考
1 連携支援						
2 品質評価 支援						
3 取組推進						

様式第5号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった事業について、県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第7の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実績報告書」のとおり

注) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

様式第 6 号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった事業について、県産水田粗飼料利用拡大推進事業補助金交付要綱第 9 第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第 11 条に基づく確定額 (令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

注) 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。